

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年度日本水産学会春季大会
会員交歓会参加登録者 各位

平成 23 年度日本水産学会春季大会
大会委員長 塚本勝巳

会員交歓会費の東日本大震災義援金拠出に伴う寄附金控除の適用について

平成 23 年度日本水産学会会員交歓会費につきましては、ご賛同いただける方には、義援金として被災地に届けさせていただきたく、お願いいたしました。会員交歓会費を義援金として拠出した場合、会員交歓会費の領収書で、個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金並びに、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金に該当するものとして寄附金控除を受けることができません。寄附金控除を受けたい方は、お手数ですが一旦会員交歓会費の返納を受け、改めて、公益社団法人日本水産学会が募集しております義援金の口座へお振り込みください。